

みどりとみずべの将来ビジョン検討会議設置要綱

1 趣 旨

みどりとみずべの将来ビジョン（令和2年3月）（以下、本ビジョン）に基づき、魅力ある琵琶湖の資源の価値を持続可能な形で保全・利用・活用を図っていく。

この目的のため「みどりとみずべの将来ビジョン検討会議」（以下、検討会議）を設置し、各種施策等の本ビジョンへの位置付けの検討や情報共有を行うものとする。

2 検討会議の内容

- (1) 湖辺のあり方の共通認識の形成および具体的な取組事例の共有
- (2) 各種施策等の本ビジョンへの位置付けの検討
- (3) 本ビジョンの見直し、その他本ビジョンに関する必要事項

3 検討会議の構成

- (1) 県内市町、独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、県庁関係各課の担当者とする。
- (2) 検討会議に座長を置き、県都市計画課の課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 座長が必要と認めるときは、(1)の構成員以外の者を招集することができる。

4 具体施策の検討

- (1) 本ビジョンに基づく具体施策の提案があり、関係者間での検討・調整が必要となる際には、別途設置する「みどりとみずべの将来ビジョン推進ワーキンググループ」（以下、「推進WG」）において、検討等を行うものとする。
- (2) 推進WGで検討した内容については、検討会議へ報告する。
- (3) 推進WGの所掌については、別途定める「みどりとみずべの将来ビジョン推進ワーキンググループ設置要綱」のとおりとする。

5 事務局等

- (1) 検討会議の事務局は、県都市計画課に置く。
- (2) 検討会議は、定期的に座長が招集し、議事進行は事務局が行う。

6 附則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。（一部文言修正）

(参考)

(3 検討会議の構成 (1) 参考資料)

| 所属機関 | 部局・課名等 |
|--------------|------------------|
| 大津市 | 都市計画部 都市計画課 |
| 彦根市 | 歴史まちづくり部 都市計画課 |
| 長浜市 | 都市建設部 都市計画課 |
| 近江八幡市 | 都市整備部 都市計画課 |
| 草津市 | 都市計画部 都市計画課 |
| 守山市 | 都市経済部 都市計画・交通政策課 |
| 栗東市 | 建設部 都市計画課 |
| 甲賀市 | 建設部 都市計画課 |
| 野洲市 | 都市建設部 都市計画課 |
| 湖南市 | 都市建設部 都市政策課 |
| 高島市 | 都市整備部 都市政策課 |
| 東近江市 | 都市整備部 都市計画課 |
| 米原市 | まち整備部 都市計画課 |
| 日野町 | 建設計画課 |
| 竜王町 | 建設計画課 |
| 愛荘町 | 建設・下水道課 |
| 豊郷町 | 企画振興課 |
| 甲良町 | 建設水道課 |
| 多賀町 | 企画課 |
| 独立行政法人水資源機構 | 琵琶湖開発総合管理所 |
| 国土交通省近畿地方整備局 | 琵琶湖河川事務所 |
| 滋賀県 | 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 |
| | 琵琶湖環境部 自然環境保全課 |
| | 土木交通部 流域政策局 |
| | 土木交通部都市計画課 |

(参考)

(4 具体施策の検討 参考資料)

フロー図

